

銅山峰のツガザクラ群落保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 銅山峰のツガザクラ群落保存活用計画を策定するため、銅山峰のツガザクラ群落保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 銅山峰のツガザクラ群落調査・計画策定に関する事項

(2) 前号のほか、銅山峰のツガザクラ保存活用に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験及び専門知識を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化財担当課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。